

平成31年1月

自家用電気工作物設置者 各位

船橋市長 松戸 徹  
(公印省略)

ポリ塩化ビフェニル含有電気機器等の保有に関する調査について (お願い)

日頃から環境行政にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在全国的に、有害物質であるポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有している変圧器、コンデンサー、安定器等(以下、「PCB使用電気機器」)の保有状況の把握が進められています。

PCB使用電気機器又はその廃棄物の保有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、毎年保管等の状況に関する届出をすることが義務づけられているとともに、定められた期限までに処分を行わなければなりません。

千葉県内の高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限は、変圧器・コンデンサー等が2023年3月31日、安定器等・汚染物が2024年3月31日、また、低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期限は2027年3月31日となっています。

特に高濃度PCB廃棄物は、計画的処理完了期限の1年前までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に処分を委託しなければなりません。

この度、船橋市では、PCB含有電気機器の保有の実態を把握し、期限内の早期適正処理完了に役立てるため、経済産業省の協力のもと、自家用電気工作物を設置されている事業所を対象に、次のとおり調査を実施することといたしました。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、同封の調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒(切手不要)又はFAX(フリーダイヤル)にてご返送をお願いいたします。

※当市では平成28年12月から同様の調査を実施しており、その際にご回答をいただけていない事業所にも改めて送付しております。

■ 当調査は、船橋市の委託を受けて **NTTタウンページ株式会社** が実施しています。

■ 平成31年2月12日(火)までに投函をお願いいたします。

< 使用中の電気設備 についての留意事項 >

- 接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、設備には近づかないでください。
- 銘板の記載内容等は、既に作成された書類等により確認できる範囲で調査してください。
- 機器の調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

■ 回答をいただけない場合は、改めて協力のお願いの連絡等を行うことがございます。

■ 提出された調査票等は返却できません。

■ 調査内容や記入方法等について不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 船橋市PCB調査特設事務局

(電話) 0120-222-139

(FAX) 0120-219-299 (24時間受付)

電話受付は平成31年3月15日までの平日9時30分～16時30分とさせていただきます。